

倉敷市農業委員会農地部会議事録

1 開催日時 平成27年11月10日(火)午前10時00分から午前10時40分

2 開催場所 倉敷市役所 5階502会議室

3 出席委員(13人)

農地部会長 18番 小野 健児 委員

農地部会長代理 16番 栗坂 正 委員

農地部会長代理 17番 岡 勝嗣 委員

委員

1番 古川 敦己 委員 2番 柿本 太志 委員 4番 山地 康弘 委員

6番 田邊 洋樹 委員 7番 小幡 通隆 委員 9番 難波 福治 委員

10番 難波 朋裕 委員 11番 原田 龍五 委員 13番 難波 克巳 委員

15番 光田 稔 委員

4 欠席委員(5人)

3番 千田 甚治 委員 5番 中桐 敏憲 委員 8番 安田 公彦 委員

12番 亀山 徹 委員 14番 黒岡 勝美 委員

5 農業委員会等に関する法律24条(議事参与の制限)に該当した委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第18条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農用地利用集積計画について

議案第 6 号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第 7 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 4 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について

報告第 5 号 農用地利用配分計画について

報告第 6 号 農地法第 5 条の規定による届出の取り止めについて

追加議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

次長 池原 伸一 主幹 小橋 敏光 主任 日下部 啓司 主任 坂本 和司

主任 小林 龍治 主任 則本 真知子 副主任 早乗 周治

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

事務局 池原次長	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから農地部会を開催したいと思います。</p> <p>それで、議事に入りたいと思います。農地部会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は農地部会長が務めることになっておりますので、これより議事の進行は小野農地部会長さんをお願いしたいと思います。小野部会長さんよろしく申し上げます。</p>
小野農地 部会長 (以下 「議長」)	<p>ただ今から、平成27年11月の農地部会を開会いたします。</p> <p>出席委員は18名中(13)名で、過半数に達しておりますので、農地部会は成立しております。</p> <p>それでは皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。倉敷市農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>それでは(9)番(難波 福治)委員と(10)番(難波 朋裕)委員をお願いします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の小橋主幹と坂本主任を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>それでは議事に入ります。1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁に8件の申請がありました。</p> <p>権利の種類の内訳は、すべて所有権移転です。</p> <p>それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せ</p>

をご覧ください。

【議案第1号，1番から8番について調査票をもとに説明】

1頁1番につきましては前回，譲受人所有農地について，全体を効率的に耕作できていないため保留となっておりますが，平成27年11月9日に申請人より取下げ書が提出されました。

5番につきましても，平成27年10月26日に申請人より取下げ書が提出されております。

その他，2番から4番，6番から8番につきましては，調査票のとおり問題のある案件はございませんでした。

今回の案件につきましては，各地区協議会でご審議いただきましたが，1番及び5番については取り下げ，2番から4番及び6番から8番につきましては，調査票のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため，許可要件の全てを満たしているものとして，異議なく許可とのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ですが，1頁1番から8番までの計8件の内，1番と5番は取り下げ，残り6件は，別添調査票のとおり，農地法第3条第2項各号に該当しないため，許可とのことですが，皆さん，ご異議，ご意見はございませんか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

議 長

異議なしということですので，議案第1号は，1頁1番から8番までの計8件の内，1番と5番は取り下げ，残り6件は，許可と決定いたします。

次に，2頁をお開きください。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。

それでは，事務局より議案の説明をお願いします。

事務局
早乗
副主任

早乗です。説明は座ってさせていただきます。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが，2頁に2件の申請がございました。

<p>議 長</p>	<p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、あわせて参照してください。</p> <p>【議案第2号、1番から2番について調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>今回、申請のありました2件についてですが、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>また、この2件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いたします。</p> <p>事務局の説明では、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ですが、2頁1番と2番は、別添調査票のとおり農地法第4条第2項各号に該当しないものとして、許可ということでございますが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしということでございますので、議案第2号は、2頁1番と2番は、別添調査票のとおり農地法第4条第2項各号に該当しないものとして、許可と決定いたします。なお、許可とした2件につきましては、11月30日開催予定の岡山県農業会議 常任会 議員会議に諮問し、転用相当との答申を受けた時には、すみやかに許可書を交付することといたします。</p> <p>次に、3頁をお開きください。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 早乗 副主任</p>	<p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、3頁に6件の申請がありました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p>

【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】

1番から3番についてですが、特に問題はございませんでした。

4番についてですが、土地改良区の意見書が添付されていなかったため、平成27年10月30日付けで取り下げとなっております。

5番、6番についてですが、特に問題はございませんでした。

以上により4番は取り下げ。1番から3番、5番と6番の5件は、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

また、この5件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明では、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、3頁1番から6番までの計6件の内、4番は取り下げ、残り5件は、別添調査票のとおり農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

議長

異議なしということですので、議案第3号は、3頁1番から6番までの計6件の内、4番は取り下げ、残り5件は、別添調査票のとおり農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可と決定いたします。なお、許可とした5件につきましては、11月30日開催予定の岡山県農業会議 常任会 議員会議に諮問し、転用相当との答申を受けた時には、すみやかに許可書を交付することとします。

次に、4頁をお開きください。議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
則本主任

則本です。それでは説明させていただきます。

議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」でございますが、4頁に1件の申請がありましたが、前回から保留の案件です。

	<p>前回の農地部会において、貸貸人が主張する内容等について賃借人から弁明を求める必要があり、9月、10月の倉敷西地区協議会は賃借人が欠席されたため、再度意見聴取依頼をすることをご承認いただいております。</p> <p>今回、賃借人と連絡は取れましたが、賃借人が体調不良により地区協議会に出席できないことから、貸貸借の内容について文書で回答していただけるよう依頼しております。</p> <p>倉敷西地区協議会でご審議いただきましたが、賃借人の回答を待つて双方の主張内容を確認する必要があるため、保留とのご意見でした。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」は、4頁1番は保留とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第4号は、4頁1番は保留といたします。</p> <p>次に、5頁をお開きください。議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第5号の「農用地利用集積計画について」でございますが、5～8頁に25件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。</p> <p>利用権の種類の内訳は、貸貸借16件、使用貸借9件です。</p> <p>また、利用期間については、更新が13件、更新切れを含む新規が12件です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構によるものが1件、農地利用集積円滑化団体によるものが8件で、その他は個人です。</p> <p>面積は58,203㎡です。そのうち中間管理機構によるものは使用貸借1件で面積3,462㎡です。</p> <p>借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必</p>

	<p>要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。</p> <p>議案第5号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、25件とも承認が相当と判断します。</p> <p>なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議のほどよろしく、お願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第5号「農用地利用集積計画について」は5頁1番から8頁25番までの計25件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第5号は、5頁1番から8頁25番までの計25件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認と決定いたします。</p> <p>次に、9頁をお開きください。議案第6号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 早乗 副主任	<p>早乗です。ご説明いたします。</p> <p>議案第6号「農地転用事業計画変更承認申請について」でございますが、9頁と10頁に2件の申請がございました。</p> <p>まず、9頁をご覧ください。西地区で1件の申請がありました。</p> <p>平成26年5月に申請があった「診療所」は、平成26年4月2日に転用許可をうけていました。工事期間は平成26年4月10日から平成26年9月30日でした。ところが、平成27年度になっても未着工のため、工事期間の変更を指導しました。話によると一緒に開業予定の子が、今の勤務先を退職後、申請地に診療所を移転させる予定でしたが、勤務先の病院の都合で退職を延されておりました。この度、</p>

	<p>平成27年度末で退職の目途が立ったので、工事期間を平成28年5月1日から、平成29年3月31日までの変更を申請するものです。</p> <p>このことについて倉敷西地区協議会でご審議いただきましたが、異議なく承認とのことでした。</p> <p>続きまして、10頁をご覧ください。東地区で1件の申請がありました。</p> <p>平成27年9月30日付けで許可を受けていましたが、土地の取得を倉敷土地開発公社が行うこととなったため、事業計画変更承認申請書が提出されたものです。</p> <p>このことについて倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、異議なく承認とのことでした。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第6号「農地転用事業計画変更承認申請について」は、9頁1番と10頁1番は、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第6号は、9頁1番と10頁1番は承認といたします。</p> <p>次に、11頁をお開きください。議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 小橋主幹	<p>小橋です。議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。11頁から12頁をご覧ください。6件の申請がありました。</p> <p>1番の特例適用を受けようとする申請人の自宅と、申請農地の所在は稲荷町です。県道福田老松線の老松3丁目交差点から北に約150m、そこから東に50mに位置しております。申請農地は、自宅前の道路を挟んで南隣です。そして、被相続人の自宅は石見町で、三井アウトレットパークの平面駐車場の南にあります。通作距離も約800mと問題なく、被相続人は生前農業を営んでいたものと判断されます。5筆の申請農地は、一団の市街化田であり、167-2は全体面積287㎡</p>

の内、農業用倉庫の敷地53.83㎡を除く233.17㎡を申請しております。
また、169番は戦前からの小作地であります。

続く2番3番の、特例適用を受けようとする申請人は、広江7丁目に居住する夫婦で、被相続人とは別居しておりました。被相続人の最終住所は倉敷市粒江の老人ホームですが、施設入所までは岡山市南区北七区に居住し、申請農地のある東塚7丁目まで耕作に通っておりました。申請農地は3筆ですが、1枚の市街化田として耕作しています。通作距離は16kmありますが問題なく、被相続人が生前農業経営を行っていたものと認められます。

2番の申請人は被相続人の養子で、申請農地の2分の1を、3番の申請人は被相続人の長女で、申請農地の2分の1を、それぞれ遺産分割しております。申請人の自宅からの通作距離は2.3kmです。

続く4番の申請人は、被相続人の養女です。どちらも鶴新田の自宅に同居しておりました。申請農地のうち1186-1は、全体面積310㎡の内、コンクリートブロックや農業資材などの置場24.5㎡を除く285.5㎡を申請しております。また、1187-1は、全体面積308㎡の内、自動車部品や農業資材などの置場11.2㎡を除く296.8㎡を申請しており、申請農地はいずれも通作距離に問題なく、被相続人が生前農業経営を行っていたものと認められます。

次の5番、6番の特例適用を受けようとする申請人は夫婦で、被相続人と同居しておりました。申請人の自宅と、申請農地の所在は茶屋町早沖です。茶屋町小学校から北東に約1.3kmに位置しており、申請農地はいずれも自宅周辺にあります。

5番の申請人は、被相続人の養子です。申請農地のうち1502-1は、全体面積3,706㎡の内、自動車整備工場、駐車場の敷地など1,623.89㎡を除く2,082.11㎡を申請しております。

続く6番の申請人は、被相続人の次女です。申請農地のうち1490-1は、全体面積2,527㎡の内、自宅の敷地など502.38㎡を除く2,024.62㎡を申請しております。

以上6件の相続人は、被相続人の死亡の日の翌日から起算して10ヶ月以内に農業経営を開始し、引き続き経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました。

これらの調査内容について各地区協議会でご審議いただきましたが、特例の対象

本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。

次に15頁をお開きください。

報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、15頁から17頁にかけて16件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に18頁をお開きください。

報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、18頁から25頁にかけて46件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に26頁をお開きください。

報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが26頁に4件の通知が農業委員会に提出されました。

以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。

次に27頁をお開きください。

報告第5号「農用地利用配分計画について」でございますが、27頁に1件の利用配分計画が岡山県知事により認可されました。こちらは、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が、平成27年9月1日付で農地中間管理権を取得した農地において、借り手との使用貸借権が設定されたものです。

次に28頁をお開きください。

報告第6号「農地法第5条の規定による届出の取り止めについて」でございますが、28頁に1件の取り止めが農業委員会に提出されました。

報告案件については以上です。

ご確認のうえ、ご承認をお願いします。

議長

ただいまの事務局の説明について、なにかご質問がありますか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

議 長	<p>ご異議ないものと認め、報告第1号から報告第6号についてはすべて承認することと決定します。</p> <p>次に、追加議案をご覧ください。追加議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 早乗 副主任	<p>乗早です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>追加議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。</p> <p>今回申請のありました案件は、平成27年9月30日付けで農地法第5条の許可を受けていますが、事業計画変更により転用事業者が倉敷市土地開発公社へ変更するものです。これに伴い、新たに農地法第5条許可申請書が提出されました。</p> <p>倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした</p> <p>また、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、追加議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、1番は別添調査票のとおり農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、追加議案第1号は、1番は別添調査票のとおり農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可と決定いたします。</p> <p>なお、許可とした1件につきましては、11月30日開催予定の岡山県農業会議常任会 議員会議に諮問し、転用相当との答申を受けた時には、すみやかに許可書を交付することとします。</p> <p>以上で審議案件は終了いたしました。</p>

事務局 池原次長	<p>事務局他に、何かありますか。</p> <p>ご審議ありがとうございました。</p> <p>次回の農地部会は、平成27年12月7日(月)午後4時より、倉敷市役所502会議室にて予定しております。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
議 長	<p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を当部会にご出席をいただき、迅速かつ適切なご審議をたまわり、誠にありがとうございました。皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。</p> <p>次回農地部会は先ほど事務局から案内があったとおりですので、ご出席のほど、よろしく願いいたします</p> <p>これにて、散会いたします。</p> <p>(閉会 午前10時40分)</p>

農業委員会部会会議規則第11条第2項の規定により署名・押印をする。

平成27年11月10日

倉敷市農業委員会

農地部会長

署名委員

署名委員